阿賀野市条例第３０号

阿賀野市奨学貸付基金条例の一部を改正する条例

阿賀野市奨学貸付基金条例（平成１６年阿賀野市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

第５条の表を次のように改める。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区分</td><td colspan="2">貸付額</td><td rowspan="2">貸付期間</td></tr>
<tr><td>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校の高等課程に在学する者</td><td>高等専門学校、専修学校の専門課程、短期大学、大学に在学する者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１</td><td>奨学金</td><td>月額15,000円</td><td>月額40,000円</td><td>許可の日から最短修業年限の終期まで</td></tr>
<tr><td>入学準備金</td><td>100,000円</td><td>300,000円</td><td>入学時に限る</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２</td><td>奨学金</td><td>月額30,000円</td><td>月額50,000円</td><td>許可の日から最短修業年限の終期まで</td></tr>
<tr><td>入学準備金</td><td>300,000円</td><td>500,000円</td><td>入学時に限る</td></tr>
</table>

備考　貸付額は、第１又は第２のどちらかを選択する。

第６条各号を次のように改める。

（１）　奨学金等は無利子とする。

（２）　貸与を受けた者は、連帯保証人１人及び保証人１人を立てなければならない。

（３）　貸与を受けた者は、規則で定める期間内にこれを返還しなければならない。

附　則

この条例は、令和４年１月１日から施行する。